

長野県ふるさとの森林づくり条例の運用について（案）

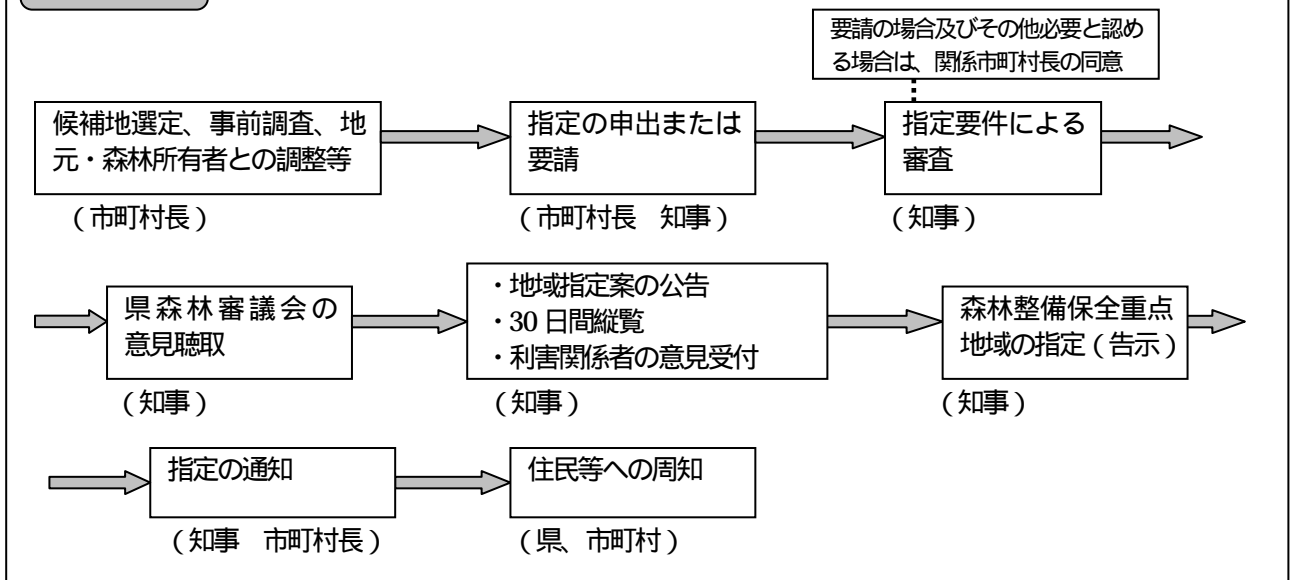
森林整備保全重点地域の指定 （第19条）

運用に必要な事項は、施行規則、要綱及び事務取扱要領に定めます。

指定の趣旨

森林の有する県土の保全、水源のかん養等の機能を高度に発揮させるため、特に重要な地域を指定し、市町村との連携を図りつつ、森林所有者及び地域住民等の参加を得ながら、森林の整備及び保全のための取組を一層推進しようとするものです。

指定の流れ



指定地域の考え方

現在、次のような地域について検討しています。

過去に洪水や土砂流出等の災害履歴のある流域

上下流の協定が締結されている流域

長野県水環境保全条例に規定する水道水源保全地区を含む流域

長野県治水・利水ダム等検討委員会条例で定められている河川流域

地域森林委員会 (第20条)

地域森林委員会の目的

森林整備保全重点地域(以下「重点地域」という。)において、地域住民等が森林の整備及び保全を主体的に推進するため、地域の主体的な意思に基づいて組織されるものです。

地域森林委員会は、地域住民、森林所有者その他重点地域の森林づくりに関係を有する者で構成する委員会です。

【森林づくりに関係を有する者とは】

森林組合、その他の森林づくりに関する団体及び個人、森林資源の恩恵を受ける受益者の団体等が考えられ、地域の実情に応じてさまざまな関係者が参加することが想定されます。

地域森林委員会の形態

地域森林委員会は、地域の実情に応じてさまざまな形態が想定されます。

(例)

- ・ 1つの重点地域に1つの地域森林委員会が存在する形態や、1つの重点地域の中に、地区ごとに複数の地域森林委員会が存在する形態
- ・ 1つの地域森林委員会が数人の委員によって構成されるものや、集落住民全員が参加するような形態 など

森林整備保全計画で地域森林委員会の位置付けを明確にします。

条例に基づく地域森林委員会の役割

県が重点地域ごとに定める森林整備保全計画の作成段階での参加及び協力

森林整備保全計画に基づく事業の推進への協力

森林管理権移転あっせん制度における必要な調整

開発行為に対する意見の提出

森林所有者や地域住民の合意形成の手段を構築していることが必要です。

地域森林委員会の組織化に向けた県の支援

県は、組織化を推進するために、市町村と連携して、助言、情報の提供、関係者間の調整などを行います。母体となるような組織や地区懇談会等に諮るなど、市町村や地域との意見調整を十分に行った上で、最終的には森林所有者や地域住民等が組織化を決定することとなります。

森林整備保全計画 (第21条)

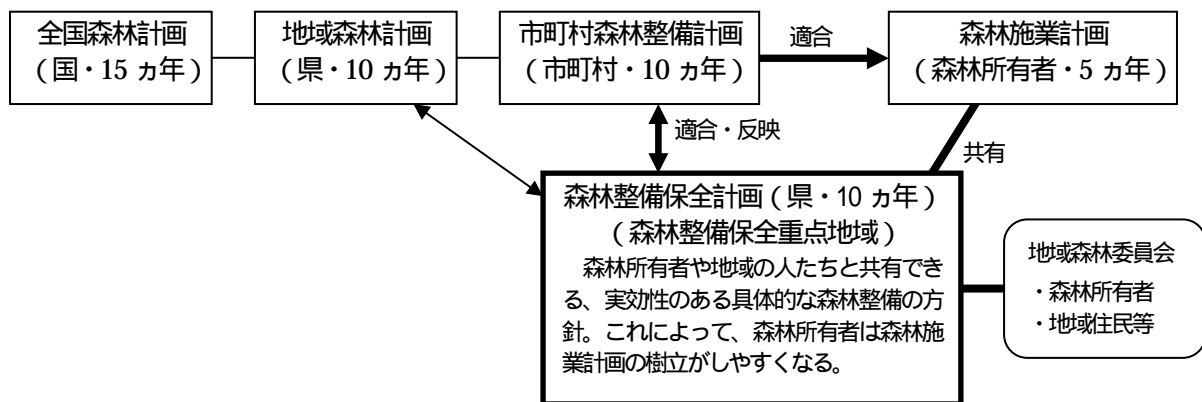
運用に必要な事項は、事務取扱要領に定めます。

森林整備保全計画の策定の目的

森林整備保全重点地域(以下「重点地域」という。)における事業を計画的に推進していくため、重点地域ごとに、関係する市町村及び地域森林委員会の参加及び協力の下で、知事が森林整備保全計画を策定するものです。

森林法に基づく森林計画制度等との関連

森林整備保全計画は、森林法に基づく「地域森林計画」「市町村森林整備計画」との整合性を図り、重点地域における既存の森林計画制度を補完する形で、法の実効性をも図ることを目指しています。



【手順】 市町村、地域森林委員会の参加・協力により進めます。

【知事】

- 1 現況調査
- 2 計画の作成
- 3 計画の公表

市町村森林整備
計画への反映
(市町村)

森林施業計画
への反映
(森林所有者)

森林施業の
実施

森林整備保全計画に定める内容

- 1 森林の機能区分及び機能区分に応じた目標林型(森林の現況、取扱いによる区分、目標とする林型と施業方法等)
- 2 目標林型に応じた森林整備方針(森林整備の現状と課題、森林整備の基本方針)
- 3 伐採、造林、間伐等に関する事項(施業をすべき地域の所在、施業方法等)
- 4 森林の整備及び保全を推進するための方策
(地域森林委員会の位置付け及び役割、間伐等の施業実施主体の役割分担及び施業実施方法、公的制度による施業実施区域等)
- 5 その他森林の整備及び保全のために必要な事項

森林管理権移転等あっせん制度 (第23条)

運用に必要な事項は、施行規則及び事務取扱要領に定めます。

制度の趣旨

森林整備保全重点地域内において、森林所有者の関心の低下や不在村化などの理由により森林所有者による自発的な整備が期待できない森林については、意欲と技術を有する者に管理又は所有を集約して、適正な森林整備を推進しようとするものです。

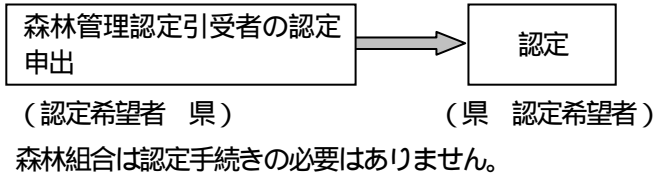
あっせん制度の内容

- 中期的な森林経営のあっせん ... 森林経営の受委託のあっせん
- 長期的な森林経営のあっせん ... 立木所有権（地上権を含む）の移転及び賃借権の設定
- 所有権の移転のあっせん ... 立木及び土地所有権のあっせん

あっせん制度の流れ

森林所有者からの管理権移転等の申出があった場合に、市町村及び地域森林委員会との調整を経て、意欲と技術を有する者を紹介します。

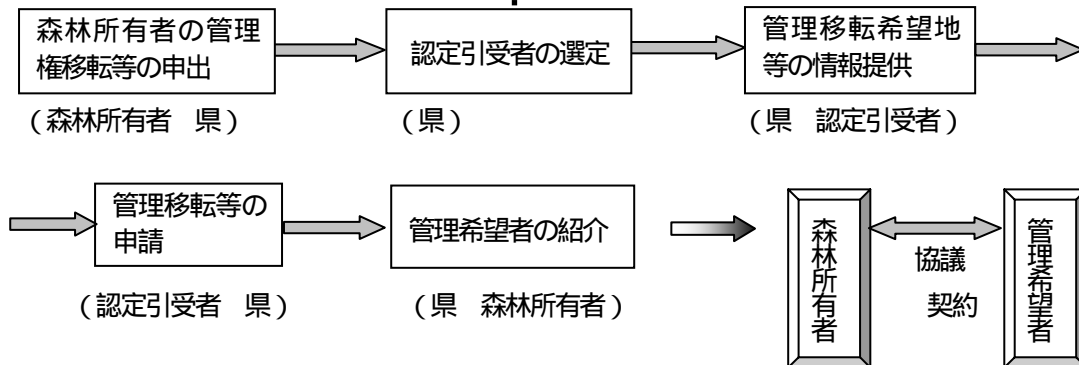
【森林管理引受者の認定】



認定の要件

過去5カ年間に森林整備の実績があること。
今後継続して森林整備を行うことが
確実なこと。
森林に関する知識と技術を有していること。

【あっせん】



森林所有者に対する森林整備の通常の働きかけ（当面の施業委託）や保安林指定の働きかけの中で、森林所有者の意向を確認し、今後の森林管理の選択肢の1つとして本制度を提示するものとします。

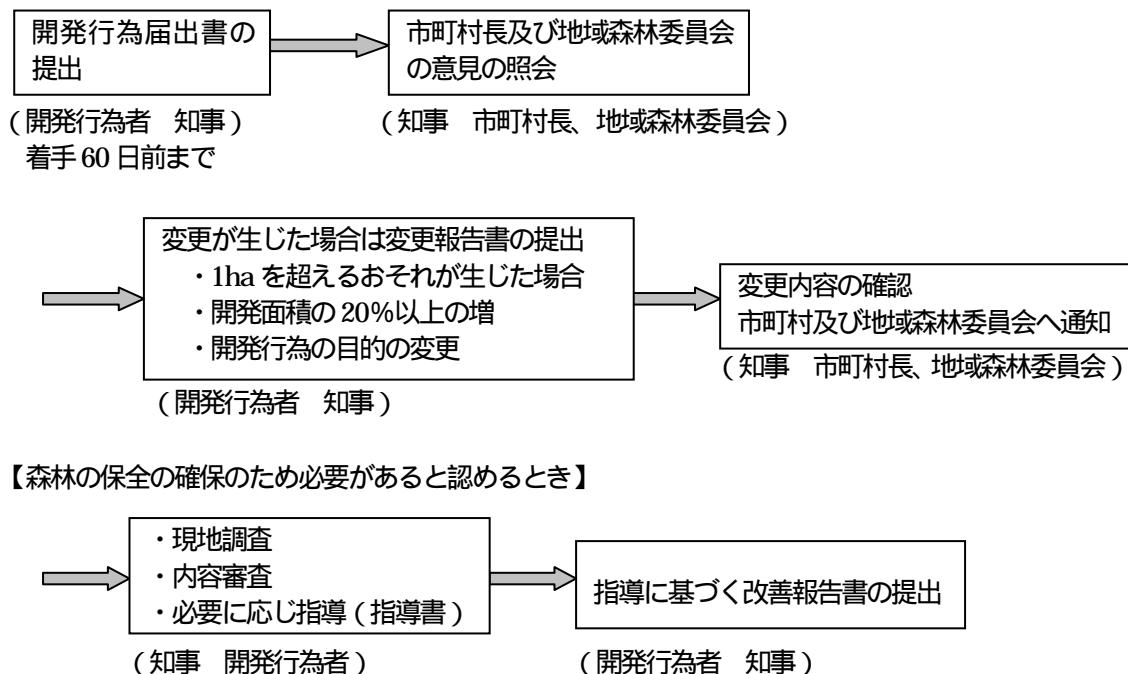
開発行為の届出制度 (第24・25条)

運用に必要な事項は、施行規則及び事務取扱要領に定めます。

制度の趣旨

森林整備保全重点地域(以下「重点地域」という。)の指定の趣旨にかんがみ、重点地域内における開発行為については、森林の保全の確保のため必要に応じて適切な指導ができるようにするために、0.1ha以上の規模の開発行為を行う者は、その行為について、事前に届け出なければならないことを規定したものです。

手続きの流れ



届出の内容

【届出書の内容(案)】

- 開発行為者が作成・提出
記入する内容
- ・ 開発行為の所在場所
 - ・ 事業の目的
 - ・ 開発にかかる森林面積
 - ・ 事業実施予定期間
 - ・ 開発の全体計画の内容
 - ・ 森林の働きに対する配慮

【添付図面等(案)】

- (例)...別荘地開発の場合
- ・ 位置図(5万分の1)
 - ・ 区域図(森林計画図へ区域を図示)
 - ・ 平面図(開発行為面積のわかるもの)
 - ・ 縦・横断面図
 - ・ 法面保護計画
 - ・ 排水計画

里山整備利用地域の認定 (第26・27・28条)

運用に必要な事項は、施行規則、要綱及び事務取扱要領に定めます。

認定の趣旨

里山は古くから地域の生活に欠くことのできない存在であり、地域の歴史が凝縮され、利用されることで整備もなされてきましたが、生活様式の変化に伴い、里山の利用が減少し整備が遅れている状況のため、里山の利用及び整備に対して地域住民や利用者らが主体的に取り組む地域を認定し、里山の整備を総合的に推進するものです。

認定の流れ

里山整備利用推進協議会の
意見聴取

候補地選定、事前調査、
地元・森林所有者との調整等

(市町村長)

認定の申出

(市町村長 知事)

認定の審査

(知事)

認定書の交付

(知事 市町村長)

認定の要件

対象面積が概ね200ヘクタール以上あり、密接に係る集落が存在すること。
地域住民等が自発的な活動を行うための体制が整備されていること。
地域の自発的な取り組みによって里山整備が行われることが確実なこと。

認定後の取組

地域が主体的に行う里山整備を支援するとともに、地域の取り組み状況を広く情報提供し、里山利用の協定を締結することによって、地域と利用者が一体となって里山整備を進めます。

